

熊本県麻薬中毒審査会の設置及び運営に関する事務処理規程

（目的）

第1条 この規程は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）第58条の13及び熊本県麻薬中毒審査会条例（昭和62年熊本県条例第28号。以下「条例」という。）に基づく熊本県麻薬中毒審査会（以下「審査会」という。）の迅速な設置及び運営を目的とする。

（委員）

第2条 審査会の委員予定者（以下「委員予定者」という。）は、5人以内とし、法第58条の13第3項及び第4項の規定により別記関係機関団体の長が指名する者を充てるものとし、法第58条の8第2項に基づき麻薬中毒者医療施設の管理者から入院継続についての通知があり、かつ、継続の必要性があると認めた場合につき熊本県知事が審査会の委員を委嘱し、又は任命する。

2 委員予定者については、各年度当初に別記様式1により、熊本県知事が関係機関団体長あて選定を依頼するものとし、年度中に異動等により委員予定者の変更があった場合は、関係機関団体長から同様式の別紙により熊本県知事あて後任の委員予定者氏名等の報告を受けるものとする。

（事前会議の開催及び審査依頼）

第3条 熊本県知事は、法第58条の8第2項に基づき麻薬中毒者医療施設の管理者から入院継続についての通知があった場合、審査会事前会議（以下「事前会議」という。）及び法第58条の8第3項に基づく審査依頼について、別記様式2により行い、会議の日時、場所、その他必要な事項を前条第1項により委嘱し、又は任命した委員に通知する。

2 熊本県知事は法第58条の9に基づき麻薬中毒者医療施設の管理者から入院期間の延長についての通知があった場合、別記様式3により会長あて審査依頼を行う。

（審査会の開催）

第4条 事前会議において選定された会長は、事前会議に引き続いて審査会に移行する旨を委員に宣言したうえで、最初の審査会を開催するものとする。

2 会長は前条第2項に規定する熊本県知事からの審査依頼があった場合、直ちに別記様式4により委員に対する開催通知を行うものとする。

（審査結果の通知）

第5条 会長は、審査結果について別記様式5により、熊本県知事あて通知するものとする。

（決定事項の通知）

第6条 熊本県知事は、前条の通知を受け次第、速やかに別記様式6により、麻薬中毒者医療施設の管理者に、決定事項を通知する。

(議事録の作成)

第7条 会長は、会議の概要を別記様式7に記録し、会長及び幹事が署名しなければならない。

(幹事及び庶務)

第8条 審査会に幹事を置く。

2 幹事は、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課長とする。

3 幹事は、会長の命を受け審査会の所掌事務を行う。

4 審査会の庶務については、健康福祉部健康局薬務衛生課において行うものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、審査会において定めるものとする。

(附則)

1 昭和38年(1963年)11月30日施行の熊本県麻薬中毒審査会運営規程については、廃止する。

2 この規程は、平成6年(1994年)3月17日から施行する。

(附則) この規程は、平成9年(1997年)4月1日から施行する。

(附則) この規程は、平成18年(2006年)4月1日から施行する。

(附則) この規程は、平成24年(2012年)6月1日から施行する。

(附則) この規程は、令和元年(2019年)9月2日から施行する。

(附則) この規程は、令和3年(2021年)4月12日から施行する。

(附則) この規程は、令和6年(2024年)7月8日から施行する。

(別記)

熊本県麻薬中毒審査会委員関係機関団体

(順不同)

公益社団法人熊本県精神科協会

熊本家庭裁判所

熊本地方検察庁

熊本県弁護士会

熊本県病院局

(別記様式 1)

薬衛第
年 (年) 月 号
日

(関係機関団体長) 様

熊本県知事

熊本県麻薬中毒審査会委員予定者の選定について(依頼)

麻薬中毒審査会は、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の13及び熊本県麻薬中毒審査会条例(昭和62年条例第28号)に基づき、必要が生じた場合に設置することとなっています。

また、その設置・運営に関する事務処理については別添熊本県麻薬中毒審査会の設置及び運営に関する事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)に基づき、行うこととしております。

つきましては、事務処理規程第2条第2項の規定により本年度の委員予定者を選定したいので、別紙により、来る 月 日 () までに健康福祉部健康局薬務衛生課あて報告いただきますようお願いいたします。

なお、委員予定者選定後、異動等により変更を生じた場合も、別紙により御報告いただきますようお願いいたします。

(別紙)

熊本県麻薬中毒審査会委員予定者名簿

機関団体名 ()

氏名	役職名	年齢	住所	電話番号

(別記様式2)

薬衛第 号
年 (年) 月 日

(麻薬中毒審査会委員名 記入) 様

熊本県知事

麻薬中毒審査会事前会議の開催並びに麻薬及び向精神薬取締
法第58条の8第3項に基づく審査について(依頼)
麻薬中毒審査会委員については、御承諾いただき厚く御礼申し上げます。
さて、麻薬中毒に関する措置入院継続等の適否については、麻薬及
び向精神薬取締法(昭和28年法律第14条)第58条の13第2項
及び熊本県麻薬中毒審査会条例(昭和62年条例第28号)に基づき
設置した麻薬中毒審査会において審査のうえ、同法第58条の8第4
項により、結果を通知いただくこととなっております。
つきましては、同法施行令第13条に基づき審査会の会長を互選い
ただくため下記のとおり事前会議を開催することといたしましたので、
御多忙中とは存じますが、ぜひとも御出席いただきますようお願いし
ます。
なお、会長を御選任のうえは、審査会を開催いただき、別紙措置入
院者の入院継続等の適否について審査いただきますよう併せてお願い
します。
おって、準備の都合上、来る 年(年) 月 日()
までに健康福祉部健康局薬務衛生課まで出欠を御連絡ください。

記

1 日 時
年 (年) 月 日 () 午 時から 午後 時まで

2 場 所

(別紙)

麻 薬 中 毒 措 置 入 院 者 名 簿

入院者氏名	住 所	中 毒 麻 薬 名	年 齢	性 別	職 業	入 院 施 設 名

(別記様式3)

年 (薬衛第 号
年) 月 日

熊本県麻薬中毒審査会長 様

熊本県知事

麻薬中毒者の入院期間の延長に関する審査について(依頼)
このことについて、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の9に基づき、第 回麻薬中毒審査会で審査をお願いしました麻薬中毒者()について()から入院期間延長の通知がありましたので、御多忙の折り恐縮ですが、入院期間延長の適否等についての審査をお願いします。

(別記様式4)

第
年 (年) 月 日

(麻薬中毒審査会委員名 記入) 様

熊本県麻薬中毒審査会
会長

第 回麻薬中毒審査会の開催について (通知)

このことについて、麻薬及び向精神薬取締法第58条の9に基づき、
第 回麻薬中毒審査会で審査しました麻薬中毒者 ()
について、熊本県知事から入院期間の延長に関する審査依頼がありました。

つきましては、下記のとおり標記審査会を開催いたしますので、御
多忙の折り恐縮ですが、御出席いただきますようお願いいたします。

なお、準備の都合上、来る 年 (年) 月 日 () ま
でに幹事 (熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課長) へ出欠を御連絡く
ださい。

記

1 日 時
 年 (年) 月 日 () 午 時から

2 場 所

(別記様式5)

第 号
年 (年) 月 日

熊本県知事 様

熊本県麻薬中毒審査会会長

第 回熊本県麻薬中毒審査会の審査結果について(通知)
年 (年) 月 日付け薬衛第 号で審査依頼のありましたこのことについて、 年 (年)
月 日開催の標記審査会で審査しましたところ、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 出席委員名

2 審査決定結果

審査番号	患者住所及び氏名	審査結果		決定内容
		適	否	

(別記様式6)

年 (薬衛第 号
年) 月 日

(麻薬中毒者医療施設管理者)様

熊本県知事

第 回熊本県麻薬中毒者審査会の審査決定事項について
(通知)

標記審査会において審査いたしました(患者氏名記入)の入院期間
の継続(延長)について、下記のとおり決定いたしましたので通知い
たします。

なお、措置入院者への通知について、よろしくお願いします。

記

(決定内容)

(別記様式 7)

第 回 熊 本 県 麻 薬 中 毒 審 査 会 議 事 録	
日 時	年 (年) 月 日 () 時 分から 時 分まで
場 所	
出席者名	
確 認 欄	標記審査会の内容等については、下記のとおりでした。 会 長 _____ 幹 事 _____
対象者名	
概 要	
決 定 事 項	